

前回定例会以降の行政の動き

平成 27 年 4 月 8 日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

3月10日に、柏崎市、刈羽村とともに月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 3号機 中央制御室等 緊急時対策所設置場所 現場確認

2 安全管理に関する技術委員会

3月24日、平成26年度第4回技術委員会を開催しました。

福島第一原子力発電所1号機4階現地調査の報告や、課題別ディスカッションの議論状況の報告などを行い議論しました。また、フィルタベントを行う事故想定について議論しました。

3 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議（第62回）

平成27年度に、新潟県と東京電力（株）が実施する柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の放射線及び温排水の影響を把握するための調査計画について、専門家等で構成する新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議において内容を確認していただき、了承されました。

4 東京電力（株）から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました

県が東京電力（株）に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けました。残りの請求額については、協議を継続中です。

- ・ 3月4日受領 6,123,500円（県産食品輸出検査支援費用）
- ・ 3月12日受領 237,649,716円（工業用水道事業会計 汚泥保管費用等）

5 その他

3月4日：報道発表 [東京電力（株）から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました] 別紙参照

3月12日：報道発表 [東京電力（株）から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました] 別紙参照

3月17日：原子力規制委員会による柏崎刈羽原子力発電所の追加地質調査の状況を確認

3月17日：報道発表 [東京電力「新潟本社」設立に関する知事コメント] 別紙参照

3月19日：新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議（第62回） 別紙参照

3月20日：報道発表 [資源エネルギー庁が実施している高レベル放射性廃棄物の処分に関するパブリックコメントに意見を提出しました] 別紙参照

- 3月24日：新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（平成26年度第4回）
別紙参照
- 3月26日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所全号機停止後3年経過したことに
関する知事コメント]
別紙参照
- 3月26日：報道発表 [原子力規制委員会が実施している原子力災害対策指針の改定原案に
対するパブリックコメントへ意見を提出しました]
別紙参照
- 3月31日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所での火災発生について]
別紙参照

東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました

本日、県が東京電力(株)に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けましたのでお知らせします。残りの請求額については、協議を継続中です。

1 今回の受領額

6,123,500円 (平成27年3月4日受領)

※ 平成24年度発生経費 (一般会計分) 請求額の一部

2 受領額の内容

県産食品輸出検査支援費用

3 その他
(1) 請求及び受領の状況

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	今回受領額	受領額累計	備考
H22・23	①H24. 12. 26 ②H25. 3. 29	一般会計	364,716,786	-	188,026,604	
	①H24. 12. 26 ②H25. 3. 29	工業用水道	391,587,383	-	382,814,716	
	H24. 12. 26	流域下水道	5,073,703	-	5,073,703	
		小計	761,377,872	-	575,915,023	
H24	①H25. 12. 3 ②H26. 9. 18	一般会計	275,578,041	6,123,500	7,805,428	
	H25. 10. 24	工業用水道	580,922,144	-	579,960,603	
	H25. 10. 24	流域下水道	1,139,775	-	1,139,775	
		小計	857,639,960	6,123,500	588,905,806	
H25	H26. 9. 18	一般会計	251,266,174	-	-	
	H26. 9. 18	工業用水道	239,161,758	-	-	
	H26. 9. 18	流域下水道	844,410	-	844,410	
		小計	491,272,342	-	844,410	
		合 計	2,110,290,174	6,123,500	1,165,665,239	

(2) 今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

本件についてのお問い合わせ先
 放射能対策課 企画調整係長 石川
 (内線) 6462 (直通) 025-282-1698

東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました

本日、県が東京電力(株)に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けましたのでお知らせします。残りの請求額については、協議を継続中です。

1 今回の受領額

237,649,716円 (汚泥保管費用等)

※ 平成25年度発生経費 (工業用水道事業会計) 請求額の一部

2 その他
(1) 請求及び受領の状況

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	今回受領額	受領額累計	備考
H22・23	①H24. 12. 26 ②H25. 3. 29	一般会計	364,716,786	-	188,026,604	
	①H24. 12. 26 ②H25. 3. 29	工業用水道	391,587,383	-	382,814,716	
	H24. 12. 26	流域下水道	5,073,703	-	5,073,703	
		小計	761,377,872	-	575,915,023	
H24	①H25. 12. 3 ②H26. 9. 18	一般会計	275,578,041	-	7,805,428	
	H25. 10. 24	工業用水道	580,922,144	-	579,960,603	
	H25. 10. 24	流域下水道	1,139,775	-	1,139,775	
		小計	857,639,960	-	588,905,806	
H25	H26. 9. 18	一般会計	251,266,174	-	-	
	H26. 9. 18	工業用水道	239,161,758	237,649,716	237,649,716	
	H26. 9. 18	流域下水道	844,410	-	844,410	
		小計	491,272,342	237,649,716	238,494,126	
		合 計	2,110,290,174	237,649,716	1,403,314,955	

(2) 今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

本件についてのお問い合わせ先

- 工業用水道について 企業局施設課長補佐 江口
(内線) 3741 (直通) 025-280-5880
- 請求全般について 放射能対策課 企画調整係長 石川
(内線) 6462 (直通) 025-282-1698

平成27年3月17日

防 災 局

東京電力「新潟本社」設立に関する知事コメント

本日、東京電力から、「新潟本社」を設立するとの発表がありました。

発表資料によれば、「新潟本社」は、企業統治上必要な権限や財務機能を持たない「本社」とは名ばかりのものです。

いずれにいたしましても、東京電力がまずやらなければならないのは、福島第一原子力発電所事故の検証と総括であり、全社を挙げて真摯に取り組んでいただきたいと考えております。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線)6450

新潟県原子力発電所周辺環境監視 評価会議（第62回）次第

日時 平成27年3月19日（木）
14時00分から16時00分
場所 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県自治会館別館ゆきつばき

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

柏崎刈羽原子力発電所の最近の状況について

4 議 事

- (1) 平成27年度柏崎刈羽原子力発電所周辺環境放射線監視調査年度計画について
- (2) 平成27年度柏崎刈羽原子力発電所温排水等漁業調査年度計画について

5 その他

- (1) 平成27年度県内全域バックグラウンド調査計画について
- (2) 福島第一原子力発電所の最近の状況について
- (3) 福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視結果
(2014年版) について

6 閉 会

平成27年3月20日

防 災 局

資源エネルギー庁が実施している高レベル放射性廃棄物の処分に関するパブリックコメントに意見を提出しました。

本日、経済産業省資源エネルギー庁が意見を募集している「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（改訂案）」について、次のとおり意見を提出しました。

1 科学的有望地について

科学的有望地については、まずは、地球科学的観点から有望地を示すべきであり、当初の段階から都市部を除くなどの社会科学的観点を入れるべきではない。

2 最終処分地の選定について

最終処分地の選定に当たり、国は、自治体への押しつけとならないよう、全国知事会・地方自治体と協議すること。

本件についてのお問い合わせ先

放射能対策課長 渋谷

TEL 025-282-1693

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

(平成26年度第4回)

会 議 次 第

日 時：平成27年3月24日(火) 13:30～16:30

場 所：県庁 講堂

1 開会挨拶

2 議題

- (1) 福島第一原子力発電所事故の検証について
 - ・福島第一原子力発電所1号機4階 現地調査報告
 - ・福島事故検証課題別ディスカッションの議論の状況について
- (2) フィルタベント設備の検証について
- (3) その他

3 報告事項

- ・福島第一原子力発電所事故の検証に関するご質問・ご意見の提出状況について
- ・原子力規制委員会への要請について

4 閉会挨拶

[配付資料一覧]

資料No. 1-1	新潟県安全管理に関する技術委員会 福島第一原子力発電所1号機 現地調査
資料No. 1-2	新潟県技術委員会 福島第一原子力発電所1号機現地調査状況 (東京電力)
資料No. 1-3	写真資料
資料No. 2	福島事故検証課題別ディスカッションの議論の状況について (課題2～4)
資料No. 3-1	吉川委員質問および回答 (新潟県) (東京電力)
資料No. 3-2	東京電力KK-25時間シナリオへの質問 (鈴木委員)
資料No. 3-3	委員からのご質問回答 H26第4回技術委員会 質問リスト (東京電力)
資料No. 3-3	委員からのご質問回答 【補足説明資料】 (東京電力)
資料No. 3-4	平成26年度第3回技術委員での委員ご質問への回答 (東京電力)
資料No. 3-5	25時間後ベントシナリオの評価条件変更について (東京電力)
資料No. 4-1	福島第一原子力発電所事故の検証に関するご質問・ご意見の提出状況について
資料No. 4-2	新潟県要請文 事故時における高線量下での作業について
資料No. 4-2	新潟県要請文 住民等の防護対策について

柏崎刈羽原子力発電所全号機停止後3年経過したことに関する
知事コメント

原子力発電所を運転するためには安全確保が前提であり、3年という期間に特別な意味は感じません。

福島第一原子力発電所事故は未だ収束しておらず、事故の検証も不十分です。

東京電力はメルトダウンを隠ぺいした背景を解明しておらず、自ら引き起こした事故に対する企業としての責任を、まず果たしていただきたいと思います。

また、柏崎・刈羽地域の経済状況は、有効求人倍率は、最悪の状況から県内中位までに回復している状況にありますが、商店街の売上や観光入込などはほぼ横ばいで推移しているなど、県内の他の地域と同様に、大都市圏の景気回復からの波及が遅れていることから、今後、必要な対策を着実に実行していく必要があると考えています。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課長 須貝
(直通) 025-282-1690 (内線) 6450
産業政策課長 武本
(直通) 025-280-5231 (内線) 2740



平成27年3月26日
防 災 局

原子力規制委員会が実施している原子力災害対策指針の改定原案
に対するパブリックコメントへ意見を提出しました。

3月26日、原子力規制委員会が意見を募集している「原子力災害対策指針
(改定原案)」について、別紙のとおり、意見を提出しました。

本件に関するお問い合わせ先

【全体に関すること】

原子力安全対策課長 須貝

TEL025-282-1690 (内線) 6450

【SPEED I等に関すること】

放射能対策課長 渋谷

TEL025-282-1693 (内線) 6460

【安定ヨウ素剤に関すること】

医務薬事課長 水沢

TEL025-282-5182 (内線) 2540

原子力災害対策指針（改定原案）への意見

平成 27 年 3 月 26 日

新 潟 県

実効性ある防護対策のため、以下のとおり意見を提出します。

1. UPZ外における防護措置の実施方策に関すること

- UPZ外の自治体では原子力災害特有の事前対策が必要ないとする一方で、緊急時には避難等の防護措置を実施する可能性があると示しています。
については、UPZ外の自治体で緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策を明記するようお願いします。
- 原発の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策については、UPZの内外にかかわらず、必要な財源措置をお願いします。

2. SPEEDI等の予測的手法に関すること

- 実測値のみによる防護措置の判断では被ばくが前提となるため、判断材料のひとつとして予測的手法も活用し、早め早めに防護措置が実施できる仕組みとするようお願いします。

※ 「安定ヨウ素剤」「SPEEDI」「緊急時モニタリング」に係る意見の詳細は、別紙のとおり。

別紙

原子力災害対策指針（改定原案）に対する意見

(1) 指針全般に関すること

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針（改定原案） 新旧対照表の該当箇所	意見内容
1	-	-	指針全般	UPZ外の自治体では原子力災害特有の事前対策が必要ないとする一方で、緊急時には避難等の防護措置を実施する可能性があると示している。 ついでに、UPZ外の自治体で緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策を明記すること。
2	-	-	指針全般	原発の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策については、UPZの内外にかかわらず、必要な財源を措置すること。

(2) UPZ外における防護措置の実施方策に関すること

① 安定ヨウ素剤

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針（改定原案） 新旧対照表の該当箇所	意見内容
3	-	-	指針全般	安定ヨウ素剤の配布の詳細を決めるにあたっては、地方公共団体の意見を聞いた上で検討すること。
4	5	17	【改定案】 (7)～(12) (略)	安定ヨウ素剤について、原子力防災の観点から配布する場合は、医療用医薬品から一般用医薬品としても位置づけるなど、医師の関与なく配布できるようにすること。
5	5	17	【改定案】 (7)～(12) (略)	屋内退避指示下における安定ヨウ素剤の配布・服用に関し、住民の不安や混乱を防ぎ、適時・適切に服用ができるようにするためには、UPZにおいても事前配布が望ましいと考える。 自治体の判断に基づき弾力的な対応が可能となるよう、原子力災害対策指針を見直すこと。
6	5	17	【改定案】 (7)～(12) (略)	「PAZ外においては…」と記載されており、UPZ外の地方公共団体でも備蓄が必要と解釈できる。 安定ヨウ素剤を服用する区域についての指針全体との整合性を図り、明確に記載すること。

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案) 新旧対照表の該当箇所	意見内容
7	5	17	【改定案】 (7)～(12) (略)	P A Z外における屋内退避時、避難時の安定ヨウ素剤の配布・服用について、誰が、どのように配布するのか具体的な手順を明記すること。
8	6	14	【改定案】 …必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。	U P Z外であっても、放射性物質による被ばくの影響が及ぶ可能性があるため、安定ヨウ素剤の配備が必要と考える。 そこで、U P Z外における安定ヨウ素剤の配備について、自治体の判断に基づいた現実的な対応が可能となるようにすること。
9	11	21	【改定案】 ・ P A Z外においては…避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について…指示に従い服用する。	「P A Z外においては…」と記載されており、U P Z外の地方公共団体でも配布・服用が必要と解釈できる。 安定ヨウ素剤を服用する区域について指針全体との整合性を図り、明確に記載すること。
10	11	21	【改定案】 ・ P A Z外においては…避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について…指示に従い服用する。	P A Z外における屋内退避時、避難時の安定ヨウ素剤の配布・服用について、誰が、どのように配布するのか具体的な手順を明記すること。

(3) SPEED I等の予測的手法に関すること

① SPEED I

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案) 新旧対照表の該当箇所	意見内容
11	5	2	【改定案で削除された現行規定】 …気象データや大気中拡散解析の結果を参考にする。そのため…	モニタリング結果の解析・評価にあたり、気象データ(風向、降雨、積雪等)や拡散解析(実気象等に基づく解析)を参考にすることは必要であり、また、地域の気象特性を事前に整理しておくことは重要であると考えることから、当該部分を削除しないこと。
12	6	14	【改定案】 ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され又はそのおそれがある場合には、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。	著しく異常な水準の基準や、屋内退避の範囲を判断する基準や手法について、災害対策を行う上で必要と考えられることから、具体的に示すこと。 また、U P Z外の屋内退避の実施及び範囲について、誰が、どのような基準・手法を用いて判断するのか明記すること。
13	6	25	【改定案で削除された現行規定】 なお、国は、例えば緊急時モニタリングによって得られた…放出状況の推定を行う。	第60回原子力規制委員会の資料別添3「SPEED Iの運用について」P8において、事後の解析に拡散計算を用いることの有用性を記載していることから、当該部分を削除しないこと。

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案) 新旧対照表の該当箇所	意見内容
14	7	5	【改定案で削除された現行規定】 …気象予測や大気中拡散予測の結果を…	実測値による防護措置の判断では、被ばくが前提となり、住民の理解が得られるか疑問がある。 福島第一原子力発電所事故では、線量の高い地域に避難して被ばくした人がいたこと、原子力防災訓練で地元から避難先の判断を求められたことなどを踏まえると、適切な防護措置の判断には、予測も活用すべきであることから、その旨を記載すること。
15	7	14	【改定案で削除された現行規定】 …気象予測や大気中拡散予測の結果…	緊急時モニタリング実施計画の策定について、例えば、豪雪地帯では、積雪等によって計画が変わることはあり得るので、気象予測や拡散予測も考慮する必要があることから、当該部分を削除しないこと。
16	7	20	【改定案で削除された現行規定】 …気象予測や大気中拡散予測の結果を…	効果的、効率的なモニタリング体制を整備するためには、気象予測や拡散予測も考慮することから、当該部分を削除しないこと。
17	8	4	【改定案で削除された現行規定】 …一元的に解析・評価して…	「一元的に解析・評価して」の部分を削除した理由を明確にすること。 緊急時モニタリング結果を誰が解析・評価するのか明記すること。
18	9	23	【改定案で削除された現行規定】 …気象予測や大気中拡散予測の結果等を…	実測値による避難及び一時移転の判断では、被ばくが前提となり、住民の理解が得られるか疑問がある。 福島第一原子力発電所事故では、線量の高い地域に避難して被ばくした人がいたこと、原子力防災訓練で地元から避難先の判断を求められたことなどを踏まえると、適切な防護措置の判断には、予測も活用すべきであることから、その旨を記載すること。
19	9	23	【改定案】 …施設の状態や緊急時モニタリング結果等を踏まえ てその必要性を判断し…	緊急時モニタリング結果等の「等」には、気象予測や大気中拡散予測の結果が含まれるのか明確にすること。

② 緊急時モニタリング

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案) 新旧対照表の該当箇所	意見内容
20	4	14	【改定案】 なお、国は…原則として緊急時モニタリングセン ターの…	「原則として」のかかる言葉を明確にするため、「なお、国は…」に係る機能を原則としてオフサイトセンターに…」に修正すること。
21	4	16	【改定案】 …オフサイトセンターをいう。)に整備する…	「緊急時モニタリングセンター設置要領」があるので、「…オフサイトセンターに設置する」とすること。

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改定原案) 新旧対照表の該当箇所	意見内容
22	5	1	【改定案】 また、国は緊急時モニタリングの結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行う…	「関係者」の定義がないので、具体的に誰が明確に示すこと。
23	6	16	【改定案】 …必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。	H27.3.4付け原子力規制庁「UPZ外の防護対策について」P3に「緊急時モニタリング結果等により放射性物質が当該範囲外へ通過したと判断されたときは、速やかにこの屋内退避の指示を解除」とあり、これを走行サーベイや航空機モニタリング等で確認する(P.5)とあるが、測定手段として適切か根拠を示すこと。 また、航空機(ヘリコプター)が移動することにより、放射性物質を拡散させることにならないのか根拠を示すこと。
24	6	16	【改定案】 …必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。	H27.3.4付け原子力規制庁「UPZ外の防護対策について」P5において、UPZ外のモニタリングは国が行うとあるが、国家公務員が行うのか明確に示すこと。
25	7	18	【改定案】 …緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、国はその状況に応じた代替措置について検討し…	代替措置について平時からの検討は必要であり、想定される代替措置を例示すること。
26	28	-	【改定案】 図1「防護措置実施のフローの例」のPAZ内の緊急時モニタリング	表1では、全面緊急事態に至った場合、国が緊急時モニタリングを実施しているが、図1「防護措置実施のフローの例」のPAZ内の緊急時モニタリングが削除され、表示に相違があることから整合を図ること。

平成27年3月31日

10時55分

防 災 局

柏崎刈羽原子力発電所での火災発生について（第1報）

本日10時25分頃に、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所5号機タービン建屋2階（管理区域）で火災が発生したとの報告を受けました。

消防に通報するとともに、初期消火し炎はなくなったとのことです。

なお、柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中であり、この火災による放射能漏れなどはないとのことです。

また、県が実施している放射線モニタリングでは、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.a.la9.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 市川

（直通）025-282-1694 （内線）6451

平成27年3月31日

11時25分

防 災 局

柏崎刈羽原子力発電所での火災の鎮火確認について（第2報）

先ほどお知らせした、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の5号機タービン建屋2階（管理区域）で発生した火災ですが、11時15分柏崎消防により鎮火を確認したとの連絡がありました。

また、東京電力によれば、火災は漏電遮断器の点検作業中に発生したとのことです。

なお、県が実施している放射線モニタリングでは、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.a.1a9.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 市川

（直通）025-282-1694 （内線）6451